「外国の政府等において重要な地位を占める方 | の説明

- 1. 「外国の政府等において重要な地位を占める方」とは以下に相当する職や役員となります。
 - (1) 外国において内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (2) 外国において衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
 - (3) 外国において最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (4) 外国において特命全権大使・公使・特派大使等に相当する職
 - (5) 外国において統合幕僚長、陸・海・空幕僚長等に相当する職
 - (6) 外国において中央銀行の役員
 - (7) 外国において予算について国会の議決を経る等の必要があるなどの法人 の役員
- 2. 過去に上記1.のいずれかの地位にあった方
- 3. 上記1.または上記2.のいずれかに該当する方の家族 (親子·兄弟·配偶者および内縁関係者。孫·祖父母は対象外。)
- ※上記1.~3.に該当する方はお申込できません。

【ご家族の範囲】



